

令和4年度第3回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和4年9月7日（水）午後6時から

会場：オンライン会議

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 野本章平 堀正孝 杉原政伸

（事務局）総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 久保孝之

総務部総務課情報公開・法務担当主査 亀井大

総務部総務課情報公開・法務担当主任 坂本秀明

総務部総務課情報公開・法務担当係員 松原可奈子

保健衛生部・文京保健所新型コロナウイルス感染症担当課長 内宮純一

欠席者：（委員）田中としかね 島川健治 柳瀬貴延

1 開会

○総務課長 それでは、令和4年度第3回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会させていただきます。夕方のお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

なお、この会議でございますが、会議録を作成するため、録画させていただいておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、委員の皆様のマイクは、事務局におきましてミュートの設定にさせていただいております。ご発言される場合は、挙手の上、進行者からの指名を受けて、ミュートを解除してからご発言くださいますようお願いいたします。

本日の出欠でございますが、田中委員、島川委員、柳瀬委員が欠席でございます。

なお、審議会条例第7条第1項に規定する定足数は満たしてございますので、有効に成立していることをご報告させていただきます。

本日の議事は、2件ございます。

まず、前回に引き続きまして、諮問第1号「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本区の個人情報保護制度における対応について」、ご審議をお願いするものでございます。

また、諮問第2号「予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価の第三者点検について」、受理してございますので、こちらにつきましてもご審議をお願いするものでございます。

それでは、事前にお送りいたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、諮問第1号の追加資料といたしまして、資料第1－4号及び資料第1－5号をお送りさせていただきます。

また、諮問第2号の諮問書の写し及び資料第2－1号から資料第2－8号までをお送りさせていただきます。

資料の説明は、お手元の資料の下隅にあります通しページで申し上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

内山会長、進行をよろしく願いいたします。

2 議事

○内山会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

はじめに、前回の審議会において審議を継続することとしていた諮問第1号について、追加資料がございますので、事務局から説明をいただきます。

○総務課長 それでは、私から、諮問第1号の追加資料についてご説明させていただきます。

まず、表紙の資料一覧をご覧ください。

資料第1－4号及び資料第1－5号は、前回の審議会におきまして、委員の皆様から頂戴したご意見及びご意見に対する回答について、個票1及び個票2に追記をさせていただいた資料でございます。

なお、前回の審議会でもいただいたご意見、ご質問のほか、追加のご意見等につきまして、前回の審議会に出席された委員の皆様に対し照会しましたところ、追加のご意見等はございませんでした。

それでは、各資料の説明に入らせていただきます。その前に、お配りさせていただいた資料について、1か所修正のお願いがございます。

追加資料15ページをお開きください。

「1 関連規定」の現条例第19条の記載につきまして、お配りさせていただきました資料では「利用の停止の請求等」と記載がございますが、正しくは、現条例におきましては「利用の中止の請求等」でございますので、恐れ入りますが、訂正をお願いいたします。

それでは、資料1ページにお戻りいただけますでしょうか。

まず、個票1でございます。保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について、追記箇所のご説明をさせていただきます。

追加資料4ページ「7 審議会での意見」をご覧ください。

こちらは、前回の資料では、タイトルを「7 審議会での主な意見」と表記してございましたが、委員の皆様からいただいた全てのご意見を記載させていただきましたので、「主な」という記載を削除してございます。

委員の皆様からいただいたご意見に対する回答について、前回の審議会で回答した内容に加えまして、追加の情報を記載している箇所がございますので、改めてご説明させていただきます。

まず、(1)として、オンラインによる請求を導入することとなった場合において、導入時期及び審議会への諮問の有無についてご質問を頂戴しました。

この点につきまして、システムの運用や手続等の問題を解決する必要があり、導入時期の見通しは立っていない状況でございます。また、導入に当たり、法施行条例に規定する事項がある場合には、本審議会へ諮問し、ご意見を伺うことを考えているものでございます。

次に、(2)として、開示決定等に当たり、改正法の規定にかかわらず、速やかに対応するよう努める旨の規定を設けることについて、当該規定の妥当性について検討するため、決定に要した期間につきまして、審議会への報告を求めるというご意見を頂戴いたしました。

この点につきましては、情報提供という形で運用状況をご報告させていただきたいと考えてございます。

(3)についても、(2)と同様の回答となっております。

(4)は、諮問事項について賛成する旨のご意見を記載してございます。

最後に(5)でございますが、改正法における特例延長の取扱いについて、ご質問をいただいております。

この点につきましては、改正法の規定のとおり、保有個人情報著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、特例延長を行うこととなるものでございます。

個票1の説明は、以上でございます。

○内山会長 はい。ここまでの説明の中で、修正又は追記をご希望される委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、このことについて、お諮りをいたします。

今までいただいたご意見を参照させていただきますと、本件諮問事項に係る区の考え方については、相当であるというご意見であろうかと思っております。附帯意見はございますが、そのよう

なこととして集約ができるということと存じます。

そこで、まずは、そのことについて、ご同意をいただけますでしょうか。ご同意できる方は、手を挙げていただけますでしょうか。

〈全員挙手〉

○内山会長 はい、ありがとうございます。

それでは、その意見に基づいて、「8 審議会の結論」について、案文をあらかじめ事務局で用意しておりますので、画面共有していただけますでしょうか。

若干長い文章でございますが、事務局で読み上げていただきたいと存じます。

○総務課長 はい、かしこまりました。それでは、私から読み上げさせていただきます。

現条例は、開示請求に対する決定期限について、当初期限は即日、延長期限は請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内、再延長期限は請求書を受理した日の翌日から起算して60日以内としている。

また、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に対する決定期限については、当初期限は、請求書を受理した日の翌日から起算して20日以内、延長期限は、請求書を受理した日の翌日から起算して60日以内としている。

一方で、改正法は、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について、当初期限は請求があった日の翌日から起算して30日以内、延長期限は当初期限から30日以内に限り延長できると規定している。

また、保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずる恐れがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報等については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとして、特例延長の規定を設けている。

この点について、条例に規定することにより、開示決定等の期間を短縮することができるころ、区から、改正法の規定のとおり運用する方向性が示された。

現条例の開示決定等において、開示・不開示の判断に60日近くを要した事例が直近5年度で複数あり、延長期限を短縮すると、これらと同様の事例に対応できないおそれがあることを考慮すると、延長期限は、請求のあった日の翌日から起算して60日以内とすることが妥当である。

これにより、当初期限は、請求のあった日の翌日から起算して30日以内となるころ、現

条例においては、当初期限は即日、延長期限は請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内としていることから、当初期限は、現条例よりも延びることとなる。

自己情報の開示請求に係る運用実績は、毎年、実施期間から当審議会へ報告されているが、実施機関においては、期限の取扱いについて、これまで現条例に基づき適切に運用されていると認められることから、改正法に定める期限にかかわらず、請求があった際は可能な限り速やかに対応するよう努める旨の規定を設けることにより、改正法施行後も安易に事務処理を遅滞させない運用が担保され得る。

また、訂正決定等及び利用停止決定等の期限についても、開示決定等の期限と同様の運用とすることが妥当である。

したがって、本件諮問事項に係る区の方針性は、妥当なものと判断する。

以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

その上で、個票1の続きの部分ですが、「9 参考情報」の<3>の部分だけで結構ですので、ご説明いただけませんかでしょうか。

○総務課長 かしこまりました。

では、6ページですが、「9 参考情報」の<3>としまして、個人情報保護委員会への質問について記載してございます。

質問の内容は、開示請求等に対する決定に当たり、決定期限にかかわらず速やかに対応するよう努めなければならない旨の規定を法施行条例に規定することは認められるか、というものでございます。

このことについて、個人情報保護委員会から、質問のような規定を置くことは、法第5章第4節の規定に反するものではなく、妨げられない旨の回答を頂戴してございます。

○内山会長 ありがとうございます。答申案文と参考情報について、事務局から読み上げていただきました。

このことについて、ご意見等がございましたら、ご発言いただきます。

よろしければ、これを答申文とさせていただきたいと存じますが、賛成の方は手を挙げていただけますでしょうか。

<全員挙手>

○内山会長 ありがとうございます。

これをもって答申文とさせていただきますが、本日ご欠席の委員がおられるのですが、ご欠

席の委員について、何か追加の意見等はなかったということでしたよね。

○総務課長 はい、ございません。

会長、恐れ入ります。今のご説明の中で、答申という話を会長から頂戴したのですが、先ほど私が読み上げたのは、個票1の審議会の結論の部分でございまして、この結論を反映した答申案は、二つ目の議題が終わった後に、併せて答申案として読み上げさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○内山会長 分かりました。

では、ただいま読み上げていただいたのは、答申の趣旨を読み上げていただいたということでしょうか。

○総務課長 諮問事項に対する審議会の結論として読み上げたものでございます。

○内山会長 はい、分かりました。

答申案文は、後ほど再度確認をしていただくということといたします。

○総務課長 はい。

○内山会長 それでは、続きまして、個票2について、事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 はい。続きまして、個票2でございまして。「訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について」、追記箇所のご説明をさせていただきます。

追加資料19ページをご覧ください。「7 審議会での意見」でございまして。

こちら、個票1と同様に、前回の審議会において委員の皆様からいただいた全てのご意見を記載してございます。

まず、(1)としまして、訂正の求めができるのは、あくまで開示された情報に限られることとなり、不開示情報であれば、たとえ誤った情報であっても訂正を求める手段はなくなるため、誤った情報が区で保有されていた場合、区民は、訂正を求めることができなくなることがデメリットとなる場合があるのではないかと、というご意見をいただきました。

この点につきましては、前回の審議会において、訂正請求は、内容が事実でないと思料する場合に行われることから、事実に関する情報ではないもの、例えば、評価等に関する情報については、訂正請求の対象外となることをご説明いたしました。

「また」以降の記載については、追加の情報となりますので、ご説明いたします。

開示請求前置を採用しないこととした場合、開示請求がなされた際に不開示となる情報について、訂正請求を認めてしまうと、結果として、当該情報が開示されたのと同じ効果をもたらすと考えられます。

すなわち、当該情報は、請求者に対して本来不開示とすべき情報でありまして、訂正請求を認めることにより訂正を行うことは、不開示となる訂正後の情報が開示されるのと同義になります。

当該情報が請求者に対して不開示情報であり、訂正を要するか否かを請求者として知り得る状況にない前提に立つ以上、個人情報保護制度としては訂正請求を認めず、開示請求により請求者に開示決定された情報のみを訂正請求の対象とすることにより、個人情報保護制度全体の整合性と安定的な運用を図っていくというものでございます。

次に、(2)でございます。内容は、20ページからになりますが、なりすまし等により保有個人情報改ざんされた場合、本人の利益を保護するため、訂正又は利用停止ができる権利は担保されているかとのご質問をいただきました。

この点について、前回の審議会では十分なお説明ができておりませんでした。回答といたしましては、仮になりすまし等により保有個人情報の改ざんが行われた場合は、改正法第65条におきまして、利用目的の達成に必要な範囲内で保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない、といった内容の規定がございますので、当該規定を踏まえますと、まずは、職権で保有個人情報の訂正を行うこととなると考えてございます。

その上で、訂正又は利用停止に係る請求についても、当然、権利として担保されるものと考えてございます。

続いて、(3)でございます。費用について、閲覧が無料であることを踏まえれば、さほど増加するものではないとの認識でよいかとのご質問がございました。

この点については、ご認識のとおり、手続上は一つ手間が増えることとなりますが、費用については、さほど増加するものではないと考えております。

最後に、(4)でございます。開示文書の閲覧や受取りに出来ない場合、訂正請求はできるかとのご質問をいただきました。

この点につきまして、改正法第90条第3項において、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないと規定されてございますので、訂正請求をする前に閲覧又は開示文書の受取を経てくださいと必要がございます。

個票2のご説明は、以上でございます。

○内山会長 はい。審議会での意見がこのようにまとめられてございますが、まずはこのことについて、更に付加し、又は訂正する必要があるというご意見がございましたら、いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、このことを踏まえて、審議会の結論ということで、個票2の整理をしていただきますので、事務局から読み上げていただきたいと存じます。

○総務課長 それでは、私のほうから、審議会の結論について、事務局でご用意しました案文を読み上げさせていただきます。

現条例は、訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求等を行うに当たり、開示請求前置を採用していない。

一方で、改正法は、改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって、他の法令の規定により開示を受けたものに限り、訂正請求又は利用停止請求ができるものとして、開示請求前置を採用している。

この点について、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、条例に規定することにより開示請求前置を採用しないことができるところ、区から改正法の規定のとおり運用する方向性が示された。

開示請求前置とすると、他の法令の規定により開示を受けていない場合、訂正請求又は利用停止請求に先立って開示請求をする必要があることから、請求者の負担が増える事例が想定される。

一方で、開示請求前置ではない現条例において、実施期間において記録されている情報を正確に把握しないまま削除の請求がなされた事例があることから、開示請求により訂正の対象となる保有個人情報の範囲を明確にすることで、当該制度の安定的な運用を図ることができるといえる。

これらのことを総合的に考慮すると、開示請求前置とすることによる利益が請求者に課する負担としての不利益を上回るものとして、開示請求前置とすることが妥当である。

また、利用停止請求についても、訂正請求と同様の運用とすることが妥当である。

したがって、本件諮問事項に係る区の方向性は、妥当なもの認められる。

なお、訂正請求の要件を満たしていない訂正請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、改正法第65条、正確性の確保でございますけれども、当該規定の趣旨を踏まえ、当該保有個人情報に対して適切に対応されたい。

以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

このように事務局でまとめていただきました。このまとめについて、修正又は付加について、ご意見がある委員はいらっしゃいますでしょうか。

よろしければ、恐れ入りますが、挙手をしていただくようお願いいたします。

〈全員挙手〉

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、このことについても、そのような結論を得たということといたします。

その上で、先ほど私が先走ってしまいました。個票1及び個票2について、それぞれ当審議会としての結論をいただきました。

答申内容について、これから審議をいたします。諮問に対する答申について、まずは、案文がございますので、事務局からご説明をいただきます。読み上げていただくようお願いいたします。

○総務課長 それでは、画面共有いたします。答申案の本文のみ読み上げさせていただきますので、ご了承ください。

○内山会長 はい。

○総務課長 それでは、読み上げます。

まず、「1 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について」でございます。

文京区個人情報の保護に関する条例は、開示請求に対する決定期限について、当初期限は即日、延長期限は請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内、再延長期限は請求書を受理した日の翌日から起算して60日以内としている。

また、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に対する決定期限については、当初期限は、請求書を受理した日の翌日から起算して20日以内、延長期限は、請求書を受理した日の翌日から起算して60日以内としている。

一方で、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律は、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について、当初期限は請求があった日の翌日から起算して30日以内、延長期限は当初期限から30日以内に限り延長できると規定している。

また、保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとして、特例延長の規定を設けている。

この点について、条例に規定することにより、開示決定等の期間を短縮することができる。ところ、区から、改正法の規定のとおり運用する方向性が示された。

現条例の開示決定等において開示・不開示の判断に60日近くを要した事例が直近5年度で複数あり、延長期間を短縮すると、これらと同様の事例に対応できなくなるおそれがあることを考慮すると、延長期間は、請求のあった日の翌日から起算して60日以内とすることが妥当である。

これにより、当初期限は、請求のあった日の翌日から起算して30日以内となる。ところ、現条例においては、当初期限は即日、延長期間は請求書を受領した日の翌日から起算して14日以内としていることから、当初期限は、現条例よりも延びることとなる。

自己情報の開示請求に係る運用実績は、毎年、実施期間から当審議会へ報告されているが、実施期間においては、期限の取扱いについて、これまで現条例に基づき適切に運用されていると認められることから、改正法に定める期限にかかわらず、請求があった際は可能な限り速やかに対応するよう努める旨の規定を設けることにより、改正法施行後も安易に事務処理を遅滞させない運用が担保され得る。

また、訂正決定等及び利用停止決定等の期限についても、開示決定等の期限と同様の運用とすることが妥当である。

したがって、本件諮問事項に係る区の方針は、妥当なものと判断する。

次は、「2 訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について」でございます。

現条例は、訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求等を行うに当たり、開示請求前置を採用していない。

一方で、改正法は、改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものに限り、訂正請求又は利用停止請求ができるものとして、開示請求前置を採用している。

この点について、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、条例に規定することにより、開示請求前置を採用しないことができる。ところ、区から、改正法の規定のとおり運用する方向性が示された。

開示請求前置とすると、他の法令の規定による開示を受けていない場合、訂正請求又は利用停止請求に先立って開示請求をする必要があることから、請求者の負担が増える事例が想定される。

一方で、開示請求前置ではない現条例において、実施期間において記録されている情報を正

確に把握しないまま削除の請求がなされた事例があることから、開示請求により訂正の対象となる保有個人情報の範囲を明確にすることで、当該制度の安定的な運用を図ることができるといえる。

これらのことを総合的に考慮すると、開示請求前置とすることによる利益が請求者に課する負担としての不利益を上回るものとして、開示請求前置とすることが妥当である。

また、利用停止請求についても、訂正請求と同様の運用とすることが妥当である。

したがって、本件諮問事項に係る区の方角性は、妥当なものと判断する。

なお、訂正請求の要件を満たしていない訂正請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、改正法第65条に規定する正確性の確保の趣旨を踏まえ、当該保有個人情報に対して適切に対応されたい。

答申案は、以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

答申の案文を読み上げていただきました。各委員からご意見を頂戴させていただきたいと存じますが、この案文について、修正等の必要があるというご意見がございましたらいただきたいと存じます。

よろしければ、読み上げていただいたものを答申の文面とさせていただきますと存じます。賛成の方は、手を挙げていただきますようお願いいたします。

〈全員挙手〉

○内山会長 はい。全員の賛成を得られました。

では、この読み上げていただいた文面をもって答申とさせていただきます。

○総務課長 ありがとうございます。

○内山会長 それでは、続きまして、次の案件の審議に進みます。

諮問第2号について、ご審議いただきます。

事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、ご説明申し上げます。

諮問第2号として、赤色のインデックスが付いている資料をお手元にご用意ください。

諮問第2号につきましては、説明のために所管課の職員を同席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

画面に表示されております。私から紹介をさせていただきたいと思います。

予防対策課新型コロナウイルス感染症担当の内宮課長でございます。

それでは、内容に入ります。

まず、私から、諮問書に基づき、簡単に諮問案件についてご説明をさせていただきます。その後、所管課の内宮課長から重点項目評価書についての説明を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、資料の表紙でございます。諮問書の写しをご覧ください。

「1 諮問の趣旨」でございます。予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報保護評価について、この度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付を実施することとなりました。

接種証明書のコンビニ交付においては、コンビニエンスストア等のキオスク端末において申請受付時に個人番号を取得するため、個人番号の入手方法が増えることとなります。このことは、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものとして特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針に規定する重要な変更にあたることから、評価の再実施を行うこととなりました。

しきい値判断の結果、重点項目評価書を作成することとなり、本区においては、重点項目評価書の作成に当たって、第三者による点検を行っているため、その適合性及び妥当性について、本審議会に点検を依頼するものでございます。

続きまして、所管課から重点項目評価書の詳細について、ご説明をさせていただきます。

○新型コロナウイルス感染症担当課長 それでは、私から、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等による自動交付の開始に伴う予防接種法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について、ご説明をさせていただきます。

ワクチン接種記録システム（VRS）に関しては、新型コロナウイルス感染症の接種証明書の交付開始に伴い、令和3年度第3回審議会においてご審議いただいたところです。

これに関連して、令和4年7月26日から新型コロナウイルス感染症の接種証明書のコンビニエンスストアによる自動交付を実施することとなりました。

接種証明書のコンビニ交付については、コンビニにあるキオスク端末において申請時に個人番号を取得するため、個人番号の入手方法が新たに増えることとなります。

これに伴い、PIAの記載内容を修正する必要があるため、この適合性及び妥当性について、貴審議会に点検を依頼するものでございます。

なお、コンビニ交付について、全国では既に本年7月26日から開始しており、都内におい

ても8月17日から開始しております。

PIAは、原則として、事前の評価でございますが、コロナ禍においてワクチンの追加接種は継続しており、海外渡航の円滑化や社会経済活動の正常化に向けた取組として接種証明書のニーズが依然として高い状況にあることから、コンビニ交付に係る体制を急速に構築する必要があり、評価を事前に行うことが困難な状況であったため、この時点での評価の実施となったものでございます。

それでは、資料に沿って具体的に説明をさせていただきます。

まず、基礎項目評価書の修正点になります。

資料15ページをご覧ください。

「Ⅱ しきい値判断項目」でございますが、「1. 対象人数」及び「2. 取扱者数」は、令和4年6月1日時点の計数として記載してございます。

なお、しきい値の判断結果として、基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる点に変更はございません。

続いて、重点項目評価書の修正点になります。

まず、特定個人情報ファイルの概要について、ご説明をさせていただきます。

資料27ページ「3. 特定個人情報の入手・使用」をご覧ください。

「② 入手方法」として、接種証明書の交付に当たり、申請時にコンビニエンスストアのキオスク端末で個人番号を取得するため、記載を追記してございます。

なお、コンビニ交付に係るシステムの改修については、各市区町村ではシステムの改修は行わず、国が一括してVRSを改修する形となっております。

次に、資料28ページ「4. 特定個人情報の取扱いの委託」をご覧ください。

ワクチン接種記録システムの保守・改修業務は、システム開発業者に委託しておりますが、委託事項の2について、特定個人情報ファイルの管理業務にコンビニ交付関連機能が含まれる旨を追記しております。

次に、資料31ページ「6. 特定個人情報の保管・消去」をご覧ください。

最後の3行でございます。特定個人情報の保管場所について、コンビニ交付においては、証明書交付センターシステム及びキオスク端末には申請情報や証明書データを記録しないこととすることでセキュリティ対策を講じているところでございます。

続いて、「Ⅲ リスク対策」についてご説明いたします。資料34ページをご覧ください。

特定個人情報の入手に係るリスク対策のうち、ワクチン接種記録システムにおける追加措置

として、個人番号カードの読み取りによって必要な個人情報を入手することとし、申請者の自由入力を避ける形で申請の受付をすることで、不要な情報を送信してしまうリスクを防止することとしております。

また、キオスク端末の操作画面をコンビニ交付に対応する区市町村しか選択できないように設定することで、意図しない不適切な形での特定個人情報が送信されるリスクを避けるなど、コンビニ交付におけるセキュリティ対策及びリスク対策の方法を追記しております。

最後に、資料40ページ「7. 特定個人情報の保管・消去」をご覧ください。

ここでは、コンビニ交付の開始に当たって、特定個人情報が漏えいするリスクに対する措置について記載しております。

キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については、専用回線を用います。また、証明書交付センターとVRSシステム間の通信については、LG-WAN回線を使用し、通信を行う際は、適切な暗号化を行うことによって、通信内容を秘匿し、盗聴防止の対策を講じております。

また、キオスク端末の画面表示や音声案内によってマイナンバーカードや証明書の取り忘れの防止対策を行うことによって、申請者の操作上のリスクに対しても配慮しているところでございます。

以上を踏まえて、接種証明書のコンビニ交付に当たっては、リスク対策を講じることで特定個人情報の適切な取扱いに努めております。

予防対策課からの説明は、以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、今いただいたご説明について、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。

はい、どうぞ。杉原委員。

○杉原委員 杉原です。少し分からないところがありましたので質問します。先ほどのお話ですと、VRSの改修は国が一括して行ったということですがけれども、委託先は、株式会社ミラボという理解でよろしいですか。

○新型コロナウイルス感染症担当課長 はい。

○杉原委員 ということは、特段、委託先に対する再評価は必要ないが、改めてPIAを各自治体で実施している理解でよろしいでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症担当課長 各自治体で正に実施しているという理解です。

○杉原委員 P I Aは、どこの自治体でも同じようにやっているということですね。

○新型コロナウイルス感染症担当課長 はい。

○杉原委員 分かりました。つまり、文京区のシステムは一切改修せず、国が行ったシステム改修に基づいて、P I Aを実施したという理解でよろしいでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症担当課長 ご理解のとおりです。

○杉原委員 L G - W A Nを使っているということは、リスク対策はほとんどの自治体で同じようなものになるということでしょうか。質問の趣旨は、手続としてP I Aを行ったけれども、そもそも文京区としてシステムの改修を行った結果としてのP I Aではないということを確認したかったのですが、その理解でよろしいでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症担当課長 基本的には、全国で統一の仕組みですので、そういう意味では、その理解で大丈夫でございます。

○杉原委員 はい、分かりました。理解できました。ありがとうございます。

○内山会長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等のご発言はございますでしょうか。

はい、後藤委員。お願いいたします。

○後藤委員 ありがとうございます。委員の後藤省二でございます。

今、杉原委員がご質問されたのと同じところについて、若干説明のようになるかもしれませんが、少し意見を申し述べたいと思います。よろしいでしょうか。

○内山会長 はい。

○後藤委員 先ほどご質問があった資料28ページです。

先ほど内宮課長からもご説明がありましたが、V R Sについては、国が開発をしたところですが、P I Aについては、各自治体でやるようにと。もう少し言うと、恐らく、データの管理については、各自治体が責任を持って行うという立て付けになっているという理解を、私はしております。そういう意味で、自治体は、しっかり責任を持ちなさいということもあって、国から各自治体でちゃんとP I Aをやってくださいという指示があったのだらうと思っています。

一方で、V R Sについては、先ほどもご説明があったように、国でシステムを作ったということがありますので、区市町村で考えて作った、あるいはそこに何か工夫をしたとか、別々に作ったシステムではないということもありまして、システムの開発、保守、運用についても、国がある程度一括して契約しているというような実態があろうかと思っているところでございます。

そういう意味でいうと、PIAの制度ができるときに、自治体がシステムを作って、その内容について点検をするという立て付けでこの制度を作ったという経緯があったという理解をしておりますので、逆に言うと、国でシステムを作って、自治体が運用するという、そういうことは余り想定されてなかったということも、実はございます。

そういう意味でいうと、国が作ったシステムなのに区が責任を持たなければならないことになっている点については、気分的には若干もやもやするところがないわけではないですけども、そういう制度になっております。今回このような形で点検を依頼いただいておりますので、私は、この内容について、特段申し上げることはございません。

ただ、1点だけお願いをするとすれば、ミラボという会社に対しての遵守事項の確認について、文京区に限らず、他の自治体も含めて、状況によっては確認をすることがどのくらいできるのかということについては、あらかじめどのようになっているのかということ国に対して確認をしておいていただくと有り難いと思います。

私からは、以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

たとえ国がやることにせよ、個人情報を取り扱う自治体として、文京区は文京区として、その個人情報の取扱いが相当であるかどうかについて、こういう点検をし、第三者点検も行った上で評価をするということだと思えます。

恐らく、このことについて、全国で異議があるということになる自治体はないのだと思えますけれども、慎重の上にも慎重を期すという法の建前上は、こういうことが必要なだろうと、私は思っております。

いずれにしても、この自己評価の内容について、これ以上の修正が必要だというようなご意見はないというように整理をさせていただきます。

ここからは、答申内容の審議に入ります。

○総務課長 答申内容の整理に入る際は、所管課の職員は退席させていただきたいと思えます。

○内山会長 はい。

○総務課長 では、内宮課長、退席をお願いします。

○内山会長 はい。ご苦労さまでございました。

○新型コロナウイルス感染症担当課長 ありがとうございます。

〈所管課退席〉

○内山会長 それでは、この諮問に対する答申についても、案文を事務局で用意していただい

てございます。

まず、画面共有をした上で、読み上げをお願いいたします。

○総務課長 では、画面共有いたします。

それでは、私から読み上げさせていただきます。

まず、「1 諮問事項」です。「予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について」でございます。

次に、「2 審議会の結論」です。本件諮問に係る特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検した結果、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められる。

次に、「3 理由」です。(1) 適合性について、当該事務について取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数は、10万人以上30万人未満となっており、取扱者数は、500人未満である。

また、評価実施機関において過去1年以内に、特定個人情報に関する重大な事故は発生していないため、しきい値判断に誤りはなく、当該事務は、重点項目評価の対象である。

特定個人情報保護評価の実施時期については、過去に評価を実施した事務に係る特定個人情報ファイルに対する重要な変更を加える場合、原則として当該変更を加える前に評価を再実施しなければならないが、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施については、早急に対応する必要があったことから、評価を事前に実施することが困難であったとして特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項に規定する事後の評価となったことはやむを得ないものと認められる。

なお、評価書上にセキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の全てを公表することとしている。

(2) 妥当性について、当該評価書の事務内容の記載により、事務の内容や特定個人情報の流れについて理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき、特定個人情報の入手、使用、保管・提供、委託及び提供・移転並びに情報提供ネットワークシステムとの接続といった特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを適切に特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。

また、その措置についても、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び区民の信頼確保という評価の目的に照らし、妥当なものと評価することができる。

したがって、「2 審議会の結論」のとおり判断する。

以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

事務局から案文を読み上げていただきました。

この案文について、付加又は修正をする必要があるというご意見がございましたら、頂戴をさせていただきます。

よろしければ、ただ今読み上げていただいた案文をもって答申とさせていただきたいと存じますが、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〈全員挙手〉

○内山会長 はい、ありがとうございます。全員の賛成を得られました。

それでは、これをもって答申とさせていただきます。

これで、ご審議いただく2件についての審議が終わりました。本日の審議は、以上となります。

3 その他

○内山会長 最後に、何か事務局から連絡事項がありましたら、ご発言をいただきます。

○総務課長 本日は、ご審議をいただきましてどうもありがとうございました。

事務的なご連絡をさせていただきます。次回の審議会でございますが、本日、諮問第1号及び第2号ともに答申をいただきましたので、現時点では、今年度中に審議会を開催する予定はございません。

なお、個人情報保護制度の見直しにつきましては、諮問第1号の答申を踏まえて法施行条例の作成を進めていくこととなりますが、法施行条例の骨子については、12月頃にパブリックコメントを実施する予定でございます。その際は、委員の皆様はその旨お知らせさせていただきます。

また、死者に関する情報についてでございます。こちらは、個人情報保護法の適用外となることから、その取扱いについて、現在検討しているところでございます。検討事項が整理出来次第、改めて本審議会に諮問させていただくことを考えてございますので、引き続きご協力をお願いいたします。

ご連絡事項は、以上でございます。

○内山会長 はい。ありがとうございます。

各委員からご発言等がございましたら、発言をいただきますが、よろしゅうございましょうか。

4 閉会

○内山会長 それでは、夜分ながらご審議をいただきましてありがとうございます。

本日は、これで散会とさせていただきます。各自ご退出をお願いいたします。

○総務課長 どうもありがとうございました。